三　第四条、第七条、第八条、第十条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第十九条、第二十条、第二十四条、第二十五条、第二十九条（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律別表の改正規定のうち同表電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）の項中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「第三条第二項（第十条第二項において準用する場合を含む。）」を「第十条第二項において準用する第三条第二項及び第二十九条第二項において準用する第二十二条第二項」に改める部分に限る。）、第三十一条、第三十二条及び第四十三条の規定　番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

四　第二十一条及び第二十二条の規定　番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久

地方公共団体情報システム機構法をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十九号

地方公共団体情報システム機構法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　代表者会議（第八条―第十条）
第三章　役員及び職員（第十一条―第二十一条）
第四章　業務（第二十二条―第二十六条）
第五章　財務及び会計（第二十七条―第三十三条）
第六章　雑則（第三十四条―第三十六条）
第七章　罰則（第三十七条―第三十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　地方公共団体情報システム機構は、地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行い、もって地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（法人格及び住所）

第二条　地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）は、法人とする。

2　機構の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（数）

第三条　機構は、一を限り、設立されるものとする。

（資本金）

第四条　機構の資本金は、附則第五条第二項の規定により地方公共団体から出資されたものとされる金額とする。

2　機構は、必要があるときは、その資本金を増加することができる。

3　地方公共団体以外の者は、機構に出資することができない。

（定款）

第五条　機構は、定款をもって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　目的
二　名称
三　事務所の所在地
四　資本金、出資及び資産に関する事項
五　代表者会議の委員の定数及び任期、議決の方法その他の代表者会議に関する事項
六　役員の定数、任期、職務の分担その他の役員に関する事項
七　業務及びその執行に関する事項
八　経営審議委員会の委員の定数その他の経営審議委員会に関する事項
九　財務及び会計に関する事項
十　定款の変更に関する事項
十一　第三十二条の規定による地方公共団体の費用の負担に関する事項
十二　公告及び公表の方法

2　機構の定款の変更は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第六条　機構は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（名称）

第七条　機構は、その名称中に地方公共団体情報システム機構という文字を用いなければならない。

2　機構でない者は、その名称中に地方公共団体情報システム機構という文字を用いてはならない。

第二章　代表者会議

（代表者会議の設置及び組織）

第八条　機構に、機構の財務及び業務の方針を決定する機関として代表者会議を置く。

2　代表者会議は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって組織する。

一　都道府県知事、市長又は町村長のうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ選定する者

二　都道府県知事、市長及び町村長以外の者で地方行財政、法律又は情報システムに関して高い識見を有するもののうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれぞれ又は共同して選定する者

3　委員の定数は、六人以上十二人以内において定款で定める。

4　委員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　委員は、再任されることができる。

6　第二項第一号に掲げる委員は、都道府県知事、市長又は町村長でなくなったときは、その職を失うものとする。